

全建労発第25号
令和6年7月22日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

令和6年度における熱中症対策について（協力依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課より、関係省庁からの「令和6年度における熱中症対策について（協力依頼）」（別添）につきまして、本会に周知依頼がありました。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加することが見込まれ、熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえて、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年4月に成立し、令和6年4月に全面施行されているところです。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されております。政府では、改正気候変動適応法に基づく熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設を活用した取組の促進等を図るとともに、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）に基づき、令和6年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

つきましては、熱中症対策の強化のために、貴会会員企業の皆様に対し周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（担当）労働部 古田・菅原
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール rodo@zenken-net.or.jp